

虐待防止委員会運用指針

特定非営利活動法人カンパニユラ

1. 基本方針

特定非営利活動法人カンパニユラが運営する事業所等において、高齢者虐待防法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ定期的に研修を実施する。

2. 虐待防止委員会の設置

虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

3. 委員会の目的

委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期に又は臨時委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

4. 委員の構成

委員は次の者とする。

当法人の代表者、各事業所の責任者、サービス管理責任者、必要に応じて代表者が指名する者

- 1) 委員会は委員長、副委員長をもっと組織する。
- 2) 委員長は、虐待防止責任者とし、副委員長は委員の中から委員長から指名する。
- 3) 委員長が事故あるときは副委員長が職務を代理する。

5. 委員会の開催

委員会の開催は次のとおりとする。

- 1) 委員会は年1回以上開催する。また、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた場合は、その都度開催することができる。
- 2) 法人事業所内で虐待事例が発生した時には速やかに開催する。
- 3) 委員会の開催が必要な時は、委員長が招集し開催する。

6. 委員会の役割

委員会は月に掲げる事項を協議する。

- 1) 行動規範（利用者に対する倫理責任）を職員に周知すると共に利用者の特性に応じて適正な支援を実施するよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知すると共に定期的に内容の見直しを行い、疑いのある項目を追加していく。
- 3) 「虐待防止チェックシート」及び「虐待早期発見チェックリスト」を用いて定期的に調査を実施する。
- 4) 上記調査の結果、虐待や虐待の疑いがある時は、虐待防止責任者に対して速やかに報告し、必要な対応又は措置を講じるよう求めることができる。
- 5) 虐待防止に係る研修を企画し、年1回以上実施する。
- 6) 複雑困難な虐待事案については、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更があった場合は、必要に応じて委員会を開催し、運用指針等の見直しを行う。

7. 委員会の責務

1) 委員会は、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2) 委員は、日頃より社会福祉のみならず障害者総合支援法や権利擁護等に関する知識の習得に努めると共に自身の人格と識見の向上に努めるものとする。

3) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者支援の場に出向き、虐待及び不適切な支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に改善するよう指導する。

4) 委員会は、利用者の虐待及び疑いのある事案や支援環境、職員体制等に問題がある場合は、法人と協議し、協同で会議を開催して法人全体で虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附則

この運用指針は、2022年10月1日より施行する。

虐待防止委員会名簿

	役 職	氏 名
委員長	特定非営利活動法人カンパニユラ理事長	上原孝司
副委員長	サービス管理責任者 (ジョブサポートなは)	城間樹
委員	サービス管理責任者 (GHカンパニユラ)	上原あゆみ
委員	ジョブサポートなは施設長	平良裕香
委員	GHカンパニユラ管理者	上原孝佳
委員	特定非営利活動法人カンパニユラ事務局長	國場裕理
委員	第三者委員	上原佳苗

※第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。